



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 1 月 6 日 (月曜日) 第 574 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁	公 告	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出 (2件) … (商工政策課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“ ”) 1		○知事が行う都市計画事業の施行の公告 (2件) (都市計画課) 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1		監査委員公告	
		○監査結果の公表…………… 3	
		○監査結果に基づき講じた措置の公表…………… 3	

告 示

宮崎県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人 e n. 緑・在宅クリニック	延岡市北小路12番地5	令和6年11月1日
四倉歯科医院	延岡市安賀多町3丁目1の2	令和6年11月7日
なないろ薬局 塩浜店	延岡市塩浜町4丁目17番地2	令和6年12月1日
みずほ薬局	延岡市川島町1645番1	令和6年12月1日

宮崎県告示第2号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
緑・在宅クリニック	延岡市北小路12-5	令和6年10月31日
江藤歯科医院	児湯郡高鍋町北高鍋136番地3	令和6年10月14日

宮崎県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和7年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 福 祉 サービス 事 業 所		指 定 障 害 福 祉 サービス 事 業 者		指 定 年 月 日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4510301114	延岡市医師会病院短期入所事業所	延岡市出北6丁目1621番	一般社団法人延岡市医師会	延岡市出北6丁目1621番	令和7年1月1日	短期入所

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき都北店
都城市都北町6400-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

<p>生活協同組合コープみやざき 代表理事 泰山誠 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号</p> <p>3 変更した事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号 (変更後)生活協同組合コープみやざき 代表理事 泰山誠 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号 前田利弘（ドラッグとほく） 都城市北原町30-22 (変更後)生活協同組合コープみやざき 代表理事 泰山誠 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号 前田利弘（ドラッグとほく） 都城市北原町30-22</p> <p>4 変更の年月日 令和 6 年 6 月 25 日</p> <p>5 変更する理由 役員改正のため</p> <p>6 届出年月日 令和 6 年 12 月 12 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 5 月 7 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 5 月 7 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和 7 年 1 月 6 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生活協同組合コープみやざき都北店</p>	<p>都城市都北町6400-1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 生活協同組合コープみやざき 代表理事 泰山誠 宮崎市瀬頭 2 丁目10番26号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）</td> <td>72台</td> </tr> <tr> <td>敷地外南西側（駐車場No.2）</td> <td>63台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135台</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）</td> <td>51台</td> </tr> <tr> <td>敷地外南西側（駐車場No.2）</td> <td>63台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114台</td> </tr> </table> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 駐車場No.1</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.2</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 10 時</td> </tr> <tr> <td>(変更後) 駐車場No.1</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 10 時</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.2</td> <td>午前 9 時 30 分から午後 10 時</td> </tr> </table> <p>② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="0"> <tr> <td>(変更前) 駐車場No.1</td> <td>5 箇所</td> <td>敷地東側・西側・南東側</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.2</td> <td>3 箇所</td> <td>敷地外南西側駐車場東側</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8 箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(変更後) 駐車場No.1</td> <td>3 箇所</td> <td>敷地東側・西側</td> </tr> <tr> <td>駐車場No.2</td> <td>3 箇所</td> <td>敷地外南西側駐車場東側</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6 箇所</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 変更の年月日 令和 7 年 9 月 15 日</p> <p>5 変更する理由 敷地の一部を賃借契約満了により返還するため</p> <p>6 届出年月日 令和 6 年 12 月 12 日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 5 月 7 日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 5 月 7 日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、</p>	(変更前) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）	72台	敷地外南西側（駐車場No.2）	63台	合計	135台	(変更後) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）	51台	敷地外南西側（駐車場No.2）	63台	合計	114台	(変更前) 駐車場No.1	終日	駐車場No.2	午前 9 時 30 分から午後 10 時	(変更後) 駐車場No.1	午前 9 時 30 分から午後 10 時	駐車場No.2	午前 9 時 30 分から午後 10 時	(変更前) 駐車場No.1	5 箇所	敷地東側・西側・南東側	駐車場No.2	3 箇所	敷地外南西側駐車場東側	合計	8 箇所		(変更後) 駐車場No.1	3 箇所	敷地東側・西側	駐車場No.2	3 箇所	敷地外南西側駐車場東側	合計	6 箇所	
(変更前) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）	72台																																						
敷地外南西側（駐車場No.2）	63台																																						
合計	135台																																						
(変更後) 建物南東側及び北東側（駐車場No.1）	51台																																						
敷地外南西側（駐車場No.2）	63台																																						
合計	114台																																						
(変更前) 駐車場No.1	終日																																						
駐車場No.2	午前 9 時 30 分から午後 10 時																																						
(変更後) 駐車場No.1	午前 9 時 30 分から午後 10 時																																						
駐車場No.2	午前 9 時 30 分から午後 10 時																																						
(変更前) 駐車場No.1	5 箇所	敷地東側・西側・南東側																																					
駐車場No.2	3 箇所	敷地外南西側駐車場東側																																					
合計	8 箇所																																						
(変更後) 駐車場No.1	3 箇所	敷地東側・西側																																					
駐車場No.2	3 箇所	敷地外南西側駐車場東側																																					
合計	6 箇所																																						

公告する。

令和7年1月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・37号 西新町尾ノ下線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事業所の所在及び名称
宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10
宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地の所在
収用の部分
宮崎県宮崎市清武町船引字原田及び字新川、西新町、木原字
新町及び字沖ノ川原、新町一丁目並びに新町二丁目地内
使用の部分
宮崎県宮崎市清武町船引字新川及び木原字新町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

令和7年1月6日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・38号 大久保木崎線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事業所の所在及び名称
宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10
宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地の所在
収用の部分
宮崎県宮崎市清武町今泉字岡甲、字岡ノ下甲及び字上釘原甲
地内
使用の部分
宮崎県宮崎市清武町今泉字上釘原甲地内

監査委員公告

監査委員公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき令和6年10月16日から令和6年12月6日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和7年1月6日

宮崎県監査委員 川野 美奈子
宮崎県監査委員 木下 博 義
宮崎県監査委員 日高 博 之
宮崎県監査委員 後藤 哲 朗

監査委員公告

令和6年8月29日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和7年1月6日

宮崎県監査委員 川野 美奈子
宮崎県監査委員 木下 博 義
宮崎県監査委員 日高 博 之
宮崎県監査委員 後藤 哲 朗

--	--